## 徳島県個人情報保護審査会答申第68号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報開示請求

平成28年10月17日,審査請求人は,徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき,徳島県知事(以下「実施機関」という。)に対し,「H〇.〇.〇日(公開質問書)H〇.〇.〇日(公開質問書)に対する H〇.〇.〇日付けで県が私に回答した 産業交流部(回答しない)〇〇〇,農業基盤課(回答できない)〇〇〇,農山漁村振興課(〇〇〇)指導するところは,県民局(産業交流部)であると回答した理由の分かる書類。県土は回答した書類添付する。」に該当する保有個人情報の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

# 2 実施機関の決定

平成28年10月28日,実施機関は、本件請求のうち「産業交流部(回答しない)○○○」の部分に対する回答した理由の分かる書類について、当該文書を作成しておらず、文書が不存在であるため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審查請求

平成28年10月31日,審査請求人は,本件決定を不服として,行政不服審査法 (平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき,実施機関に対して審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成29年3月9日,実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対して、本件審査請求について諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張は、概

ね次のとおりである。

本来台風〇号による氾濫に関する原因を、国・県に尋ねたものであり、国土交通省・農水省と県の担当課・県土・那賀農林・にぎわいづくり課は、何らかの回答及び伺い書類と協議した書類を出しているが、この度 県は「回答しない」と決定した、課の決定した伺い書類が無いのは可笑しい。これら行為は正に、「枉法行為」其のものです。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると,本件決定の 理由については次のとおりである。

審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、平成〇年〇月〇日と〇月〇日に審査請求人が県に提出した公開質問書の件で、平成〇年〇月〇日に南部総合県民局産業交流部(阿南)(以下「産業交流部(阿南)」という。)において、産業交流部(阿南)の担当者が審査請求人に対して「回答しないとした理由の分かる書類」と推察される。

請求内容にある〇月〇日付け公開質問書(以下「本件公開質問書1」という。)とは、県の土地改良区への監督指導状況に関するものであり、主に次の2点について書かれている。

1点目は、○○○土地改良区(以下「当該土地改良区」という。)内の農地を○○○が不当に安い価格で買い上げ、それに関する土地原簿等の閲覧を拒んだということであり、2点目は、平成○年の台風により当該土地改良区の受益地内(○○○地区)の水路(以下「当該水路」という。)が氾濫し、道路が浸水したということである。

1点目については、以前より審査請求人から産業交流部(阿南)に話があったものであり、産業交流部(阿南)では、当該土地改良区に、審査請求人が主張するようなことはなく、また、審査請求人に対しては土地原簿等の閲覧希望があればいつでも閲覧させるということを確認し、審査請求人に何度も説明している。同じ内容を繰り返し、問い合わせてくるものであるため、これ以上の内容については当該土地改良区に問い合わせるよう以前から伝えており、本件についても同様に回答できるものはないと伝えたものである。

2点目については、産業交流部(阿南)で確認したところ、当該水路は当該土地改良区の受益地内にある水路であり、水路の管理というような個別事項については、まず当該土地改良区に相談してもらいたいということをこの時に説明しており、以前にも同じように回答している。

また、〇月〇日付けの公開質問書(以下「本件公開質問書2」という。)の内容については、本件公開質問書1の内容の2点目と同様の内容であり、平成〇年の台風による水路の氾濫に対して、国県市の管理状況を質問したものであるが、当該水路は当該土地改良区の受益地内の水路のため、水路の管理というような個別事項については、まず当該土地改良区に相談するよう伝えたところ、回答できないと審査請求人は受け

取ったものである。

産業交流部(阿南)において、審査請求人が、県に提出した本件公開質問書1及び本件公開質問書2に対する回答については、上司と口頭による協議を行ったのみであり、「回答しないとした理由の分かる書類」については、作成した事実はないことから、存在しない。

以上により、本件請求に係る対象個人情報は保有していない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は,本件事案について審査した結果,次のとおり判断する。

# 1 本件決定の妥当性について

実施機関は,本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため,以下,実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は,「H〇.〇.〇日(公開質問書)H〇.〇.〇日(公開質問書)に対する H〇.〇.〇日付けで県が私に回答した 産業交流部(回答しない)〇〇〇,農業基盤課(回答できない)〇〇〇,農山漁村振興課(〇〇〇)指導するところは,県民局(産業交流部)であると回答した理由の分かる書類。県土は回答した書類添付する。」であるが,請求内容にある産業交流部(阿南),農業基盤課及び農山漁村振興課のそれぞれに対し,開示請求が行われている。

本件請求は、産業交流部(阿南)に対して行われたものであることから、審査請求人が開示を求めている保有個人情報は、審査請求人が県に提出した本件公開質問書1及び本件公開質問書2に対し、平成〇年〇月〇日に産業交流部(阿南)において、産業交流部(阿南)の担当者が審査請求人に対して回答しないとした理由の分かる書類と解される。

## (2) 本件請求に係る保有個人情報の不存在の妥当性について

- ア 実施機関の説明によると、産業交流部(阿南)において、本件公開質問書1及 び本件公開質問書2に対する回答については、上司と口頭による協議を行ったの みであり、「回答しないとした理由の分かる書類」については、作成した事実は ないことから、存在しないとのことである。
- イ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則(平成13年 徳島県規則第73号)第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めている。
- ウ 本件公開質問書1及び本件公開質問書2に対する回答について,産業交流部 (阿南)において,上司と口頭による協議を行ったとのことであるが,協議内容 の記録自体は意思決定そのものではないことから,必ずしも文書を作成する義務

はない。

- エ 審査請求人は、「「回答しない」と決定した、課の決定した伺い書類が無いのは可笑しい。」と主張するが、平成〇年〇月〇日に産業交流部(阿南)の担当者が、審査請求人に伝えた本件公開質問書1及び本件公開質問書2に対する回答は、審査請求人にはすでに説明している内容と同様の内容及び当該水路は当該土地改良区の受益地内の水路のため、水路の管理というような個別事項については、まず当該土地改良区に相談するようにという趣旨の内容を担当者が説明したにすぎず、意思決定を要したとは認められない。
- オ 以上により、「回答しないとした理由の分かる書類」については、作成していないとする実施機関の説明に不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、不存在を理由として行った本件決定は妥当である。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 3 結論

当審査会は、本件請求に係る保有個人情報について本件事案を厳正かつ客観的に検 討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成29年 3月 9日	諮 問
11月30日	審 議 (第96回審査会)
平成30年 1月11日	実施機関からの口頭理由説明の聴取,審議 (第97回審査会)
5月15日	審 議 (第100回審査会)

# **徳島県個人情報保護審査会委員名簿** (五十音順)

氏 名	職	業	等		備	考	
大 道 晋	弁護士			会:	長		

坂	田	美	佐	税理士	
末	古	江	衣	弁護士	
南	波	浩	史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松	永	満色	生子	四国大学短期大学部教授	会長職務代理者